

【お知らせ】休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更について

2018年1月に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)第2条第4項第2号に規定する事由のうち、丸八信用組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

なお、本件に伴い預金規定の該当項目について改訂しています。

《異動事由の変更点》 丸八信用組合が認可を受けている異動事由

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|--------------|
| ① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 | ① 同左 |
| ② お客様からの残高の確認があったこと(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。)) なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 | ② 同左 |
| ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限り。) なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 | ③ (ただし書きを削除) |

異動にあたるお取引一覧表《変更後》

| 全金融機関共通の異動事由 | 丸八信用組合が認可を受けている異動事由 |
|---|---|
| ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(丸八信用組合からの利子の支払いに係るものを除きます。) | ① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 |
| ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(丸八信用組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。) | ② お客様からの残高の確認があったこと(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。)) なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 |
| ③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限り。) (ア) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (イ) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 | ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。 |